

## 第37回 規制改革推進会議終了後記者会見 議事概要

1．日時：平成30年10月12日（水）11:10～11:41

2．場所：4号館1階123会議室

3．出席者：

（委員）大田弘子議長、金丸恭文議長代理

4．議事概要：

司会 それでは、時間になりましたので、第37回規制改革推進会議後の大田議長及び金丸議長代理による記者会見を開始したいと思います。

まず、大田議長のほうから御説明をよろしく願いいたします。

大田議長 規制改革推進会議の任期は3年ですので、いよいよ最後の1年を迎えました。どうぞ、よろしく願いいたします。議長をやっております大田です。こちらは、議長代理の金丸さんです。

きょうは、第3期のスタートということで、総理御出席のもとで、今後の進め方及び今期の重点事項について議論をいたしました。

まず、規制改革推進会議の進め方について、お手元の資料をごらんください。

まず、1枚目が委員名簿です。

立命館大学の新山陽子さんが、新たに委員として加わりました。

それから、昨日付で吉田晴乃委員が辞任され、富士通取締役会長の山本正己さんが本日付で委員に就任されました。

次に資料1-1「規制改革推進会議の進め方について」。これは、前期までと基本的に変わっておりません。

行政手続部会に加え、ワーキング・グループは、農林WG、水産WG、医療・介護WG、保育・雇用WG、投資等WGの5つです。

また、ホットライン対策チームを設置して、ホットラインの要望事項を受け付けます。

それから、公開ディスカッションも開催いたします。

次の資料1-2は、ワーキング・グループの設置について書いてあります。

資料1-3に行政手続部会の部会長やワーキング・グループの座長、座長代理の名簿を記載してございます。

以上の資料は、委員の方の異論はなく、原案どおり承認されました。

次いで資料2-1、これが第3期の重点事項です。簡単に御説明いたします。

緊急に取り組む案件については、早急に議論をして答申にまとめます。その後、残りを議論して、来年6月をめどに答申をまとめます。

緊急に取り組む案件については、星印が付けてあります。星印を中心に御説明いたしま

す。

まず、今回の柱は、一つ目に第四次産業革命を促す規制改革。

2つ目が、少子高齢化のための規制改革。子育てや介護支援ですね。

3つ目の柱が、地方創生のための規制改革です。

まず、第1の柱のうち、緊急に取り組む案件として「(1)遠隔教育の拡大」。

これは、以前から取り組んでおりますが、遠隔地に限らず、より本格的に全ての学生がオンライン教育の恩恵を受けられるように、大胆に目標を設定して制度改革に取り組めます。

「(2)フィンテック等による多様な金融サービスの提供」。

「(3)総合取引所の実現」は、緊急案件です。総合取引所については、2006年の安倍内閣で議論をスタートいたしました。

その後、2度にわたって金融商品取引法が改正されております。毎年の日本再興戦略にも書かれておりますけれども、いまだに規制・監督が一元化されておらず、金融庁、経済産業省、農林水産省に分かれております。

ことは、2012年の金融商品取引法改正の施行後、5年後の見直しの年に当たっておりますので、総合取引所の実現に向けて議論を進めてまいります。

「(4)電波制度改革」。

このうち、携帯電話事業者の競争促進を通じた成長の果実の国民への還元の仕組みについては、緊急に検討いたします。

「(5)医療分野におけるデータ・ポータビリティの実現」。現在、健康・医療・介護において個人情報共有化の動きが進んでおりますが、私どもとしては、この動きが患者・国民のために役立つものとなるよう、データの標準化による医療機関等の情報連携強化などに取り組んでまいります。

(6)の電子政府の推進に向けて、緊急案件としては、特に中小企業向け補助金や、社会保険の手続等に関してオンライン申請を実現します。

また、民泊事業の届け出、企業の就労証明の発行など、要望の強い手続についてオンライン化を進めます。

続いて第2の柱、少子高齢化に対応した子育て・介護支援。

(1)学童保育対策、いわゆる「小1の壁」と言われるものの打破は、緊急案件として取り組めます。

施設不足あるいは質のばらつきという問題がありますので、こうした問題に強力に取り組んでまいります。

「(2)介護離職ゼロに向けた対策の強化」。

「(3)多様な働き方の実現」。

3番目の柱「3.地方創生の強化のための規制・制度改革」。

ここでは、農業、林業、水産業の成長産業化が主たる柱ですので、この件については、

農林水産分野の統括をしている金丸議長代理に御説明いただきます。

金丸議長代理 ありがとうございます。

２ページの「３．地方創生の強化のための規制・制度改革」ということでございます。

農業の成長産業化に向けた規制を再点検、総点検というのをずっとこれまでやってまいりましたけれども、引き続き、今期も取り組んでまいりたいと思っています。

農地中間管理機構法のちょうど見直しをするような時期に来ておりますので、今までの農地集積・集約化の現状を把握しつつ、その課題に対して制度改革が必要であれば、緊急に取り組みたいと、そういう議論をスタートさせるつもりです。

それから、農村は、全国各地で人手不足でございまして、農家の方々のチーム編成を見ても、既に外国人労働者の方がいらっしゃったり、あるいは県外の方がいらっしゃったりするわけですが、慢性的な人手不足になっていきますので、その人手不足に資する生産性向上のための技術革新をぜひ農業の現場に導入したいと思っております、そのために、その導入を阻むような規制については、早急に見直ししたいと考えています。

主にドローンとか、あるいは高性能トラクターとか、あるいはそのトラクターにセンサーがついたりするような、いろいろ新型のハイテクのタイプのようなものが現場で広く使えるようにしたいと、そういうように考えています。

(２)番目は、農協改革集中推進期間の最終年を見据えまして、いろいろなもののフォローアップを行いたいと思っています。

林業のほうでございしますが、もちろん、供給の生産性の向上も図るとともに、マーケットメイクをしなければいけませんので、木材の利用の幅と深さを広げていくために必要な規制改革は何かということで、建築規制の見直しなども取り組んでまいろうと思っています。

漁業改革でございます。今、農林水産省、水産庁では法案の整備を行っていて、できるだけ早急に法案が出されると思っておりますが、私も規制改革会議としても、それを注視しながら漁業許可制度改革、漁業権法定優先順位の撤廃、漁協のガバナンス改革などが実現できればと思っている次第でございます。

以上、農林、水産を補足させていただきました。

大田議長 第３期の重点事項は、異論はなく、このまま承認されました。

片山大臣からも御発言がありました。日本の底力を阻害するような規制に真正面から挑戦し、スピード感を持って改革を進めていく必要がある、と。

安倍総理からも、規制改革はまだ足りない。成長の起爆剤にしてほしいという御発言をいただいていると、大臣からお話がありました。

最後に総理の御発言を御紹介いたします。

「第四次産業革命により、世界は大きく変化しています。チャレンジを阻む岩盤のように固い規制や制度を打ち砕き、改革を進めていく、安倍内閣の決意は、揺るぎないものです。

本日、委員の皆様から、今後取り組むべき重点事項を掲げていただきました。第四次産業革命は、金融、通信、教育など、様々な分野で革新的なイノベーションをもたらしつつあります。この流れを一層加速するため、オンライン教育の推進や電波制度改革など、あらゆる分野で規制・制度のガバナンス・ギャップの解消に内閣を挙げて、取り組んでいきます。

我が国が直面する最大の課題は、少子高齢化です。いわゆる「小1の壁」を解決するための制度改革や、介護離職ゼロに向けた制度改革など、子育て・介護の充実にに向けた対策も早急に進める必要があります。

地方創生を力強く進めるカギも、規制改革です。ドローンの活用を阻む規制など、農林水産業の成長産業化のための規制の見直しをはじめ、地方の活力を生み出す改革にも取り組んでまいります。

規制改革こそが新しい時代を切り拓く成長のメインエンジン、安倍内閣の成長戦略の中核です。委員の皆様には、大胆な規制改革に御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。」

というご発言がありました。

私からは、以上です。

司会 それでは、質問を受け付けたいと思います。挙手の上、指名されましたら所属を明らかにした上でお願いします。

記者 2点ありまして、進め方のほうで聞き漏らしていたら申しわけないのですが、緊急に取り組むべきものというのは、まず、最初に議論をすると、その結論は来年6月を待たずに、いつごろまでに出す予定だとお考えでしょうか。

大田議長 まだ答申の時期は決まっておりません。昨年の例では、11月の末でしたか、答申を取りまとめました。時期は決まっておりませんが、6月を待たずに答申を取りまとめます。

記者 待たずに、早ければ、昨年の例などを見ますと、年内の11月、12月にもというふうにお考えと。

大田議長 はい。

記者 わかりました。

緊急ではない事案なのですけれども、少子対策のほうで、日雇い派遣に係る労働派遣法のあり方を検討するということですが、ジョブ型正社員の雇用ルールの確立とありますが、これは、具体的に、どのあたりが今、規制の分野で課題になっていて、どこを解消していくというようなお考えなのでしょうか。

大田議長 議論は、これからです。ジョブ型正社員は、御存じのように職務や労働時間、地域を限定した限定型正社員です。以前から取り組んでおりまして、公開討論会も開催いたしました。ジョブ型正社員の制度を導入している企業は多いのですが、必ずしもルールが明確ではありません。

例えば、子育て中にジョブ型になって、子供の手が離れたら、元に戻れるかどうか、ルールがはっきりしておりません。ルールの明確化を引き続き議論いたします。

それから、日雇い派遣は、これまで議論をしておりませんが、御存じのように、日雇い派遣というのは、労働契約期間が30日以内の派遣で、今、原則禁止されております。

ただ、年収500万円以上の人ですとか、専業主婦とか学生はできます。本当に日雇い派遣で働きたいという必要性が高い人はできないということになっておりまして、この点が以前から問題視されております。労働者の立場で、働く者の立場でどうあればいいのかということも議論していきたいと思っております。

記者 そうしますと、30日の要件ですとか、年収の要件といったあたりが議論になっていくと。

大田議長 具体的には、これからです。これは緊急案件ではありませんので、来年6月に向けて議論してまいります。

司会 ほかにございますでしょうか。

記者 重点項目で特に総合取引所の実現のところなのですが、今、御紹介がありましたように、第一次の安倍内閣からの課題だと思っておりますけれども、議長から見た実現に向けた課題と、実現した場合のメリットを教えてくださいと思います。

大田議長 総合取引所は、証券・金融取引所と商品取引所の相互乗り入れということになります。

現在でも、双方が合併もできますし、グループ会社や子会社で参入することもできるようになっております。

それから、商品デリバティブについては、日本取引所、つまり金融商品取引所で取り扱うこともできるようにはなっております。

しかし、例えば、日本取引所が、商品先物や商品オプションの市場を開設し、運営する際のルールは、全て経済産業省と農水省の同意を得なければならないということになっておりまして、事実上、総合的な取引というのはむずかしくなっております。

世界的には、取引所間の競争は激しくなっておりますし、証券・金融分野と商品分野をまたがって、それから、現物と先物をまたがって取引が行われてきておりますので、一刻も早く日本でも総合取引所が実現できるように議論していきたいと思っております。

これができたときのメリットですが、現在、世界的には商品デリバティブ市場が拡大してきておりますが、日本はどんどん先細りしております。

多様な投資家が参入し、十分な規模を持った清算機関を持っているところで取引がなされるということは当然のことですので、日本の場合は、商品デリバティブ取引に関しては海外に流れていっているということが現実にあります。日本で商品分野の価格形成機能を持てるようにするというのが1つの重要なメリットです。

それから、投資家としても、日本で商品関連の取引ができるということで、利便性が高まります。日本時間で取引ができますし、証券・金融と商品分野とで、デリバティブの取

引という意味では、原資産による違いはありませんので、資金の運用や裁定取引が行いやすくなるというメリットがあります。

よろしいでしょうか。

記者 ありがとうございます。

具体的には、経産省の同意とか許可が要らなくてもできるというような仕組み、そういう方向なのでしょうか。

大田議長 総合取引所の実現の形というのが幾つかあると思いますが、今、おっしゃったように、同意がなくてもできるようにして、規制と監督を一元化するのは1つの方法だと思っています。

司会 ほかいかがでしょうか。

記者 3点お伺いしたいのですが、1点目が、新しく委員に加わった新山さんについてなのですが、農業の専門家で、これまで規制会議の議論に対して批判的なお考えも発信されていたかと思うのですが、改めて新山さんを登用されたことの狙いなり、今後の議論への期待を教えてください。

大田議長 委員の人選に、私は関与する立場になく、全て総理の任命です。ここで新山委員が委員に加わるということの理由というのは、私も伺っておりません。

金丸議長代理 今、議長がおっしゃられたとおりなのですが、ただ、今、お触れになられた、これまで規制改革会議に批判的であったと、おっしゃられたのですが、我々は、それもよく存じ上げていなくて、ゼロベースで、我々は歓迎して委員の1人として議論の質を高めていただく、貢献していただければ幸いです。

記者 ありがとうございます。

それと、地方創生の農業の関連なのなのですが、農地中間管理機構法の見直しにあわせての提言の中では、農地を所有できる法人の要件の見直しの検討も含まれるのでしょうか。

金丸議長代理 まずは、農地中間管理機構の制度をせっきく導入して進めてきたわけですから、その進捗ぐあいと、現状の課題認識が、まず、優先順位が高いのではないかなという認識でいます。

農地の所有の話については、既に49%まで所有できることになっていて、実質上は、現場の農業に携わる方々と人間関係とか信頼関係ができれば、ふつうの企業で、何が何でも自分たちが過半を持つということにはなっていないですね。

私も実は、会社の創業者でありますけれども、過半の株は持っていないわけです。

ですから、そういう実態的なことと、それから、単に所有させるという制度改革というよりも、その先の未来図が共有できたほうが早いのではないかと思っています。一定、これまで49%でとどめたというのも、もともとは過半と申し上げていましたけれども、いろんな議論の過程で、慎重論もあって、それは理解をして今日に至っていますので、できれば、現在の農地の関連するようなデータというかエビデンスに基づく現状把握を関係者と

共有したいと思っています。

何よりも、農地中間管理機構の数値を見ていると、伸びているようなのですが、例えば、1人の農家の方とか、生産法人の人たちの合計値はふえても、かなりは転地でして、集約化と言っても転地で、農業者の方々の作業時間をいろんな形で分析してみると、転地がゆえに、実は1日のうちの時間配分が移動時間にかなり費やされているということなので、だから、集約とは何かということもよく考えて、中身を、もう少し質的にも見直していけるような議論ができればと思っています。

記者 最後に1点なのですが、農協改革の関係で、来年の5月末が改革集中期間の期限だと思うのですが、6月までに、ここに書かれている准組合員の事業利用ルールなどについて、規制改革会議として一定の考えをまとめるということによろしいのですか。

金丸議長代理 これも、都度、農水省に准組合の利用の現状の調査の報告は受けてまいったのですが、なかなか質的に、その先に進められるようなデータ収集というのは、今のところ、私どもに全体像の報告が来ているわけではないので、まずは、そこからもう一度、来年の6月までに、まずは農水省と議論をしてみたいなと思っています。

司会 ほかにございますでしょうか。

記者 金丸代理に伺いたいのですが、今の関連で、農協改革に関して、与党のほうでも准組合員の扱い等について、農協の自主性を尊重するというような決議があったり、あと、新大臣も基本的には、自主的な取り組みを尊重しつつ、後押しをしていきたいというようなスタンスを表明されていますけれども、この辺の進め方については、ある程度政府与党と認識が共有されているのでしょうか。

特に、来年の5月に向けての信用事業の扱い等に関しては、若干これまでの規制改革会議のスタンスとは、今の政府与党のスタンスが少し違うような印象も受けるのですが、その辺、今、どういうふうにご考えておられるのでしょうか。

金丸議長代理 政府内といいますか、それは、今まで我々が答申をつくるプロセスにおいては、きちんとオーソライズされた形でやってまいりましたので、そこはぶれてはいないという認識でいます。

そして、与党の皆様とどうかというのは、ちょっとわかりませんが、いずれにしても、准組合員のところは、信用事業のあり方というか、信用事業の未来をどう考えるかということが違っていけば、当然ながら、なかなか議論は収れんできないと思いますので、信用事業の未来については共有するというのも必要なかなと思っています。

組合員といいますか、単協の皆様のご意見を尊重することについては、これまでも、もともと全中の改革においても、単協の独自性をより発揮しやすくなるという制度改革をやってまいりましたので、その方向性というか、今まで取り組んできたアプローチは変わっていないつもりでいます。

記者 あと、関係というか、先ほど、総合取引所の話が出ていましたけれども、農産物

の取引所は農水省所管ですけれども、ここもなかなか取引量が伸びないですし、新たに米先物等も試験上場のまま、なかなか進まないような状況があるのですけれども、これは、今回の総合取引所の議論の中に、そもそも入っているかどうかもわかりませんが、その辺、もし何か御所見があれば、お聞かせいただけますか。

大田議長 デリバティブの場合は、規制の構造というのは、金融・証券と農産物、工業品という原資産によって変わるわけではありませんので、基本的には同じ規制・監督権限のもとで一元化できるように議論していきたいと思っています。

記者 今、所管官庁ごとにやっているのですが、どうしても、なかなかそこが縦割りのところがあると思うのですけれども、その辺に何か見直しを加えていくということなのですか。

大田議長 商品デリバティブは、今でも日本取引所でできるようになっていて、商品取引員も会員として取引に参加でき、この監督は一元化されているはずなのですが、実際には、所管省庁の同意を得なければならないということになっているために実現できていないということがありますので、ここは農産物も含めて議論をしていきます。

記者 ありがとうございます。

司会 ほかいかがでしょうか。

記者 携帯電話の料金のところなのですけれども、もう少し具体的に言えば、やはり、今は料金が少し高いので下げていくという、そういうことでいいのでしょうか。

大田議長 料金というより、私どもは規制改革推進会議ですから、市場の競争環境に何か阻害要因がないのかどうかを検討します。去年から電波制度改革をやってきましたが、電波を利用する者として、効率的に電波が活用され、その成果が国民に還元されているかというところが主たる問題ですので、料金だけではなくて、契約形態であるとか、SIMフリーの問題であるとか、広く市場構造を見て議論をしていきたいと思っています。

記者 その目的として「果実の国民への還元」とあるので、これは、やはり、負担軽減という、そういう理解ですか。

大田議長 経済的なメリットだけではなくて、ほかの携帯に転換しやすくするなど、全体として競争環境がきちんとしてできているのかどうかということを見ていきたいと思っています。

記者 あと放送のところ確認までなのですけれども、今回は、具体的にいろいろ書いてあって、前回、一応議論になった放送法ですね、4条とか問題になりましたけれども、あの辺は、今回は対象ではないという理解でいいのでしょうか。

大田議長 もともと放送法4条に焦点を当てておりません。これは何度も何度も申し上げております。通信・放送の改革は、私どもとして包括的に取りまとめ、今、総務省で検討するというようになっておりますので、私どもとしては、フォローアップをしていきたいと思っています。

記者 前回、結局、4条は含まれていませんでしたから、今回も、その辺は当然入らないというか、ということですね。

大田議長 もともと4条に焦点を当てた議論は一切やっておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

記者 ありがとうございます。

司会 そろそろ時間でございますが、もし、ございましたら、よろしいですか。

それでは、記者会見を終わらせていただきたいと思います。

本日は、まことにありがとうございました。